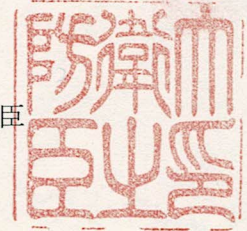


## 開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

様

防衛大臣



令和2年10月6日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとしましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称  
「電磁波の意図的な照射を受けていると訴える人々や、電磁波の生体効果を用いた対人兵器による攻撃を受けていると訴える被害者に関する文書(本省内部部局)」に係る行政文書
- 2 法第11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとした理由  
本件開示請求に係る行政文書は、法第5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要することから、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため、法第11条を適用することとしました。
- 3 開示決定等する期限  
(令和2年12月7日(月)までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する期間までに開示決定等する予定。)  
令和3年5月28日(金)

\*担当課等  
大臣官房文書課

請求受付番号: 2020.10.7-本本B1472